

滝沢市の 新しい総合事業の概要について

平成29年1月16日

滝沢市健康福祉部高齢者支援課

この説明会の内容は、説明会現在での事業案であるため、これから最終調整等を行う過程で変更となる場合がありますのでご了承ください。

目次

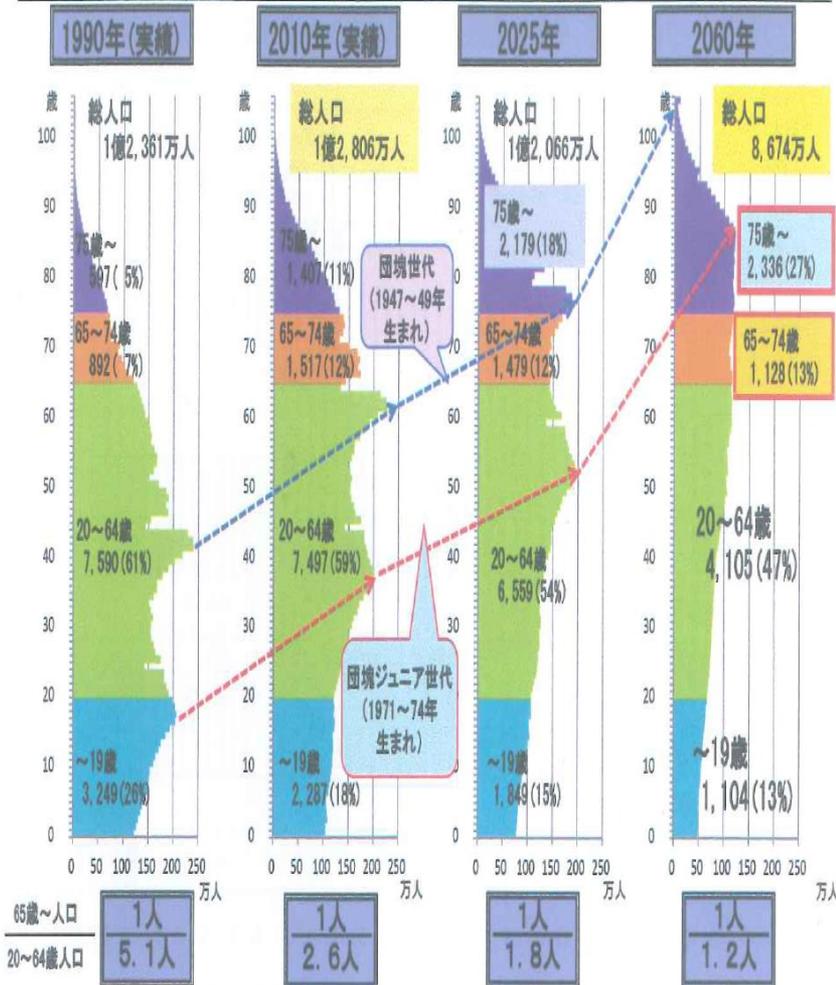
1. これからの高齢化社会に向けて
2. 新しい総合事業の概要について
3. 利用者の新しい総合事業への移行について
4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について
5. 利用者負担と報酬請求について
6. 介護予防ケアマネジメントについて
7. その他

1. これからの高齢化社会に向けて

1. これからの高齢化社会に向けて

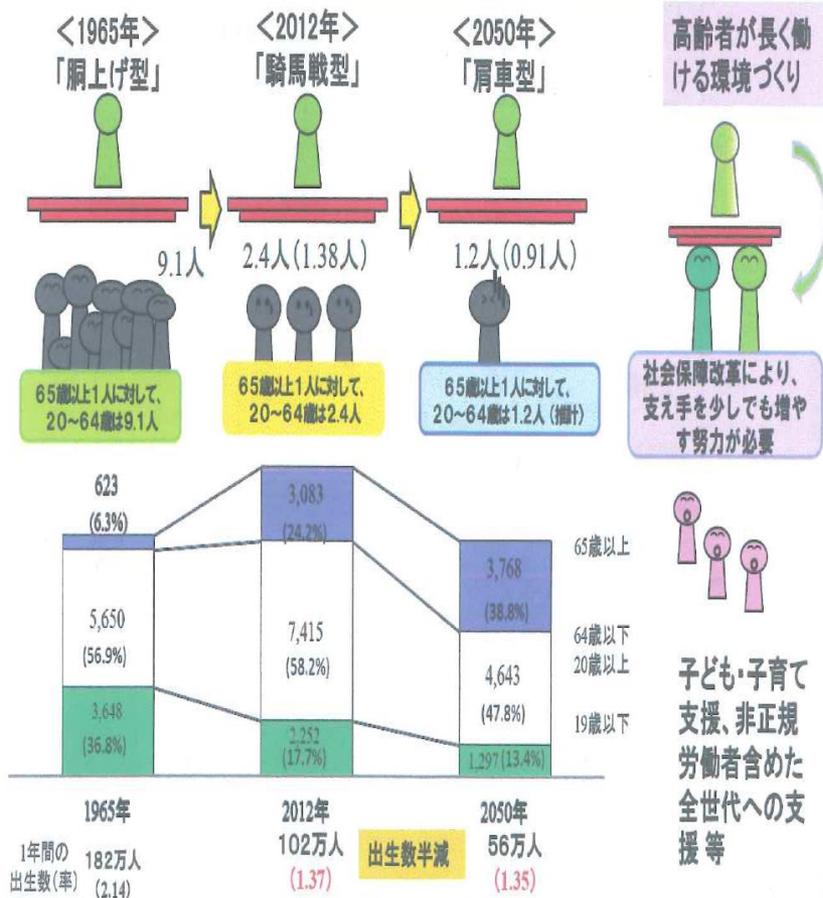
人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

○日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



「胴上げ型から肩車型」社会へ

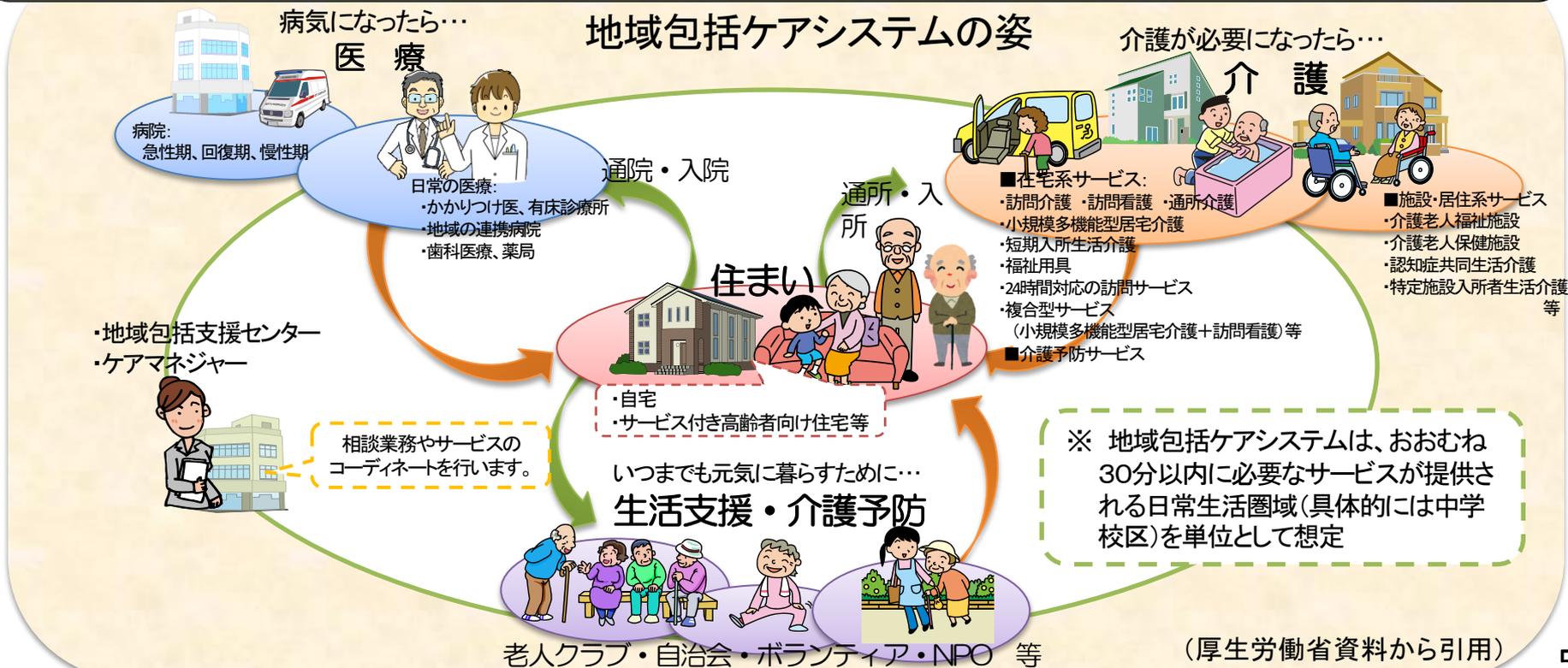
○今後、出生率は変化しないが女性人口が減少することから出生数は半減となり、一方で高齢者は増加し稼働層が高齢者一人で一を支えきれない社会となる事が予想される。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)。(各年10月1日現在人口)

1. これからの高齢化社会に向けて

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



1. これからの高齢化社会に向けて

介護保険法で考えている趣旨は…

本人の能力に応じた「自立支援」であり、単なるサービス提供ではない。

介護保険法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

1. これからの高齢化社会に向けて

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)(介護保険法抜粋)

(地域支援事業)

第115条の45 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第3項第3号及び第115条の49を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「**介護予防・日常生活支援総合事業**」という。）を行うものとする。

(1) 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第1号事業」という。）

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）

⇒ 現行の「介護予防訪問介護」が、「新しい総合事業の訪問型サービス」へ移行

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）

⇒ 現行の「介護予防通所介護」が、「新しい総合事業の通所型サービス」へ移行

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（二において「第1号生活支援事業」という。）

⇒ 新設（「新しい総合事業のその他の生活支援サービス」）

ニ 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）

⇒ 現行の「介護予防ケアマネジメント」が、「総合事業の介護予防ケアマネジメント」へ移行

(2) 被保険者（第1号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業を除く。）

⇒ 現行の「一次予防・二次予防事業」が、「新しい総合事業の一般介護予防事業」へ移行

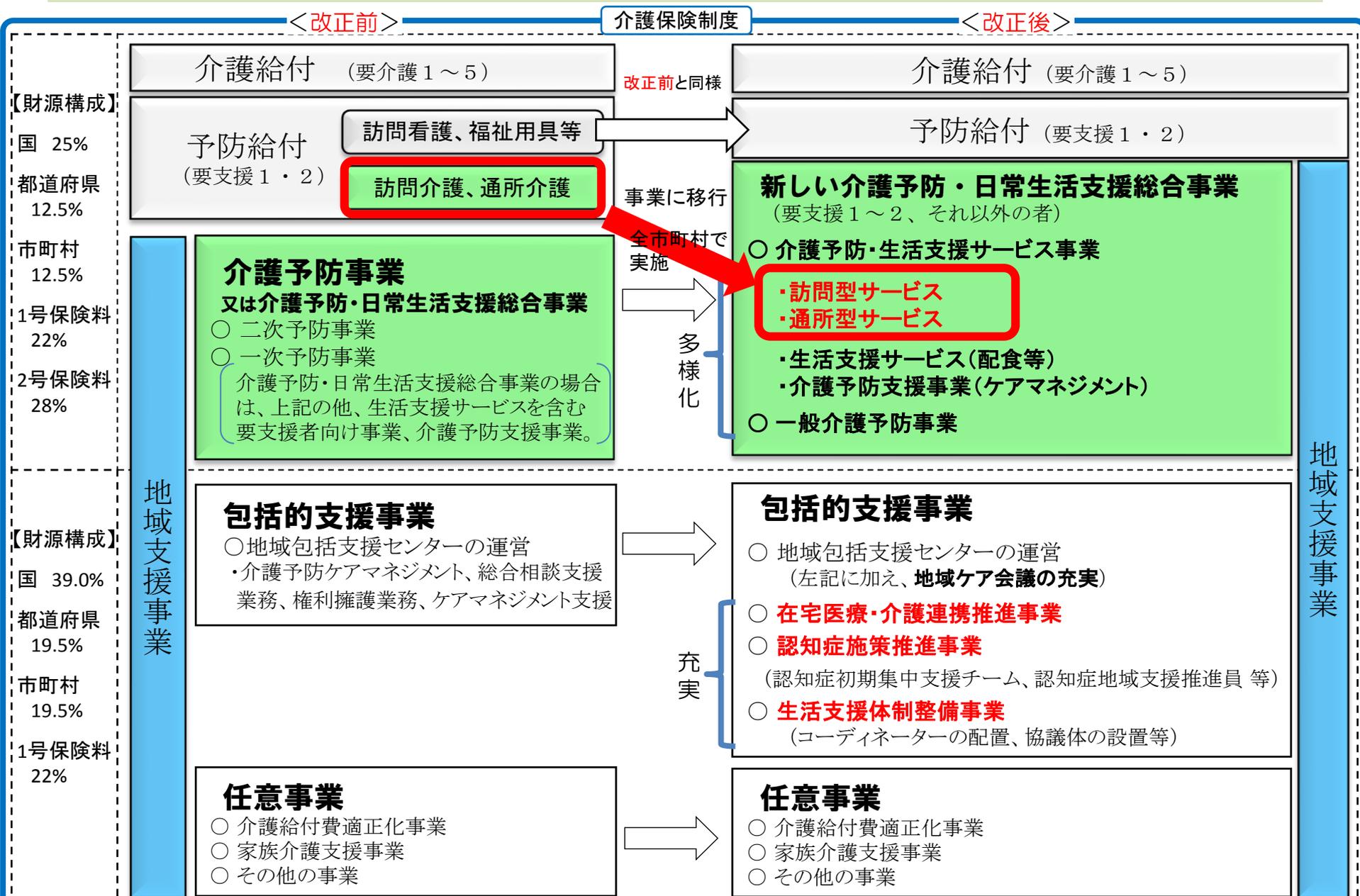
総合事業の実施で目指すところは？

- ①それぞれの方が、心身の状態に応じて、自立した日常生活を営むために、介護予防の視点を大きくとらえながら、必要な介護予防ケアマネジメントを実施する。
- ②すべての関係者が、対象者の自立支援をできる限り支援し、自立の促進につなげるための支援やサービスを提供する。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできるだけ長く続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現すべく、地域全体で生活を支え、地域の自主性・主体性・特性を活かした地域づくりを求められている。

2. 新しい総合事業の概要について

2. 新しい総合事業の概要について



地域支援事業

※厚生労働省資料を一部改変

2. 新しい総合事業の概要について

これまでの要支援者の訪問介護・通所介護は、新しい総合事業へ移行！

- 予防給付の訪問介護と通所介護は、総合事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- 訪問介護
- 通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

総合事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

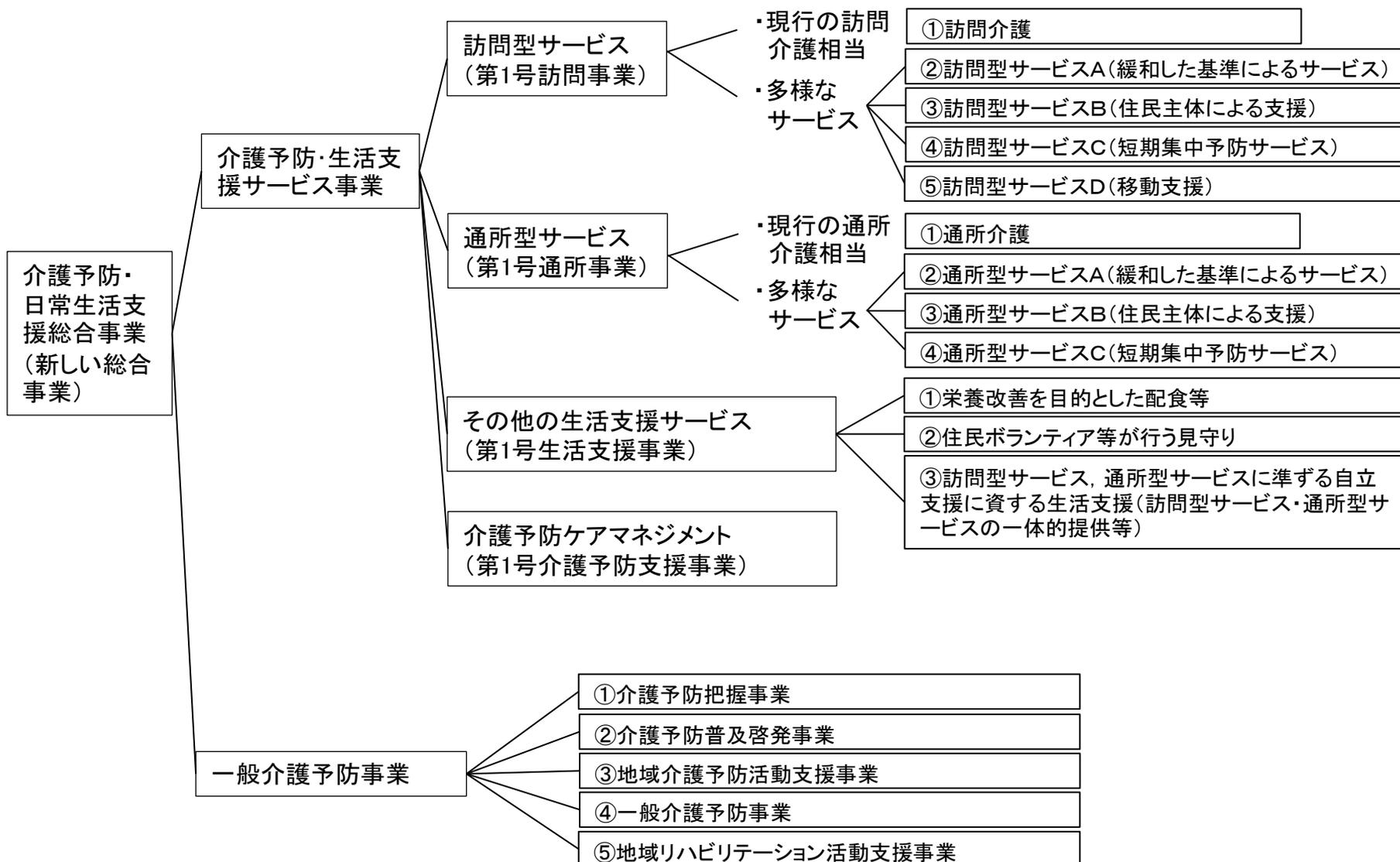
- 訪問型サービス
- 通所型サービス

その他は
従来通り
予防給付
で行う

- 1 介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外のサービスは、引き続き予防給付（訪問看護、住宅改修など）によるサービスで提供。
- 2 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
- 3 総合事業のみを利用する場合は、基本チェックリストで利用の可否を判断し、要介護認定等を受けなくてもサービス利用が可能となる。
- 4 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、これまでどおり要介護認定等申請を行う。

2. 新しい総合事業の概要について

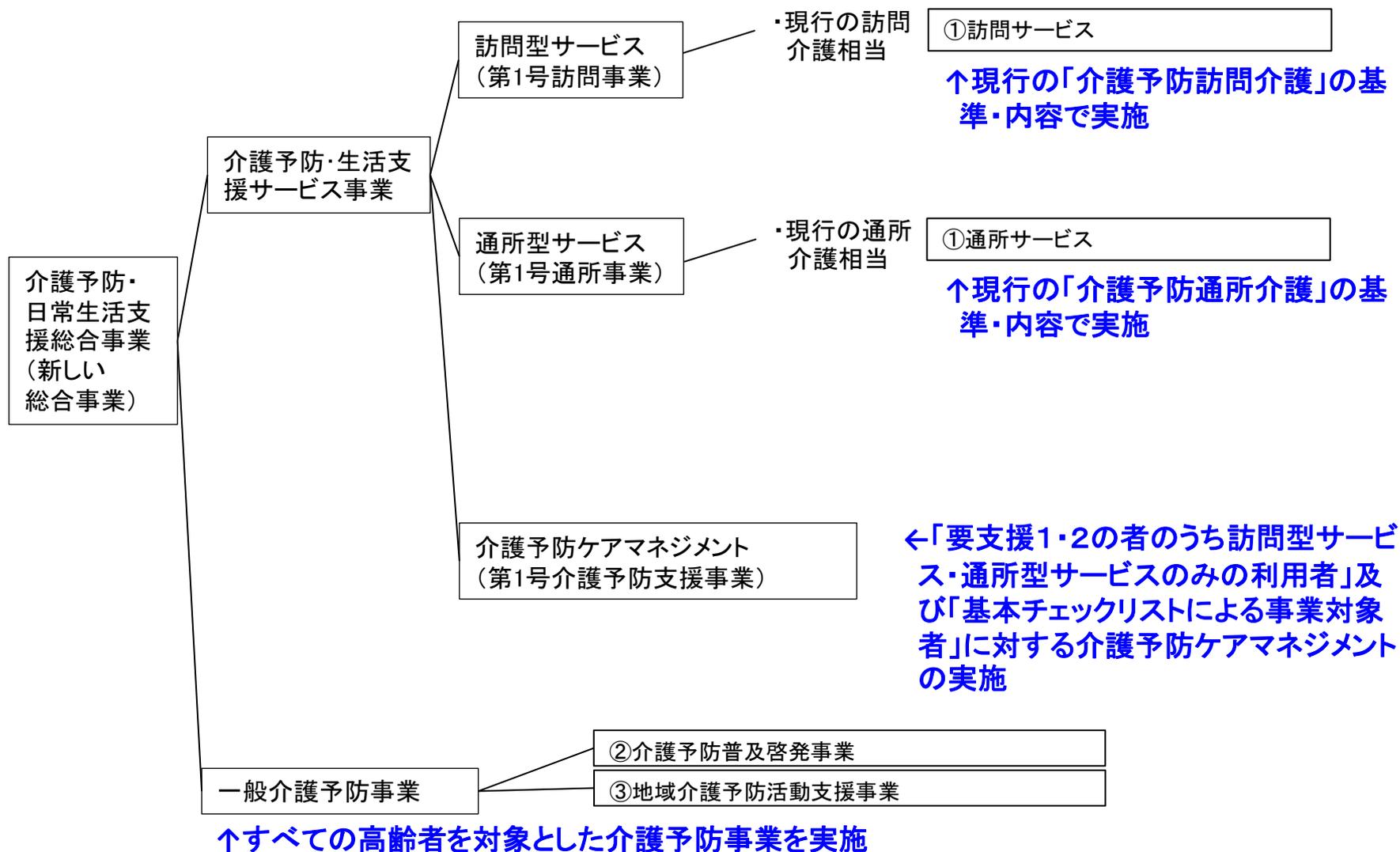
国が示す「新しい総合事業」の構成例



※以上は国が示す典型例であり、市町村はこれらの例を踏まえて地域の実情に応じたサービスを検討することとなる。

2. 新しい総合事業の概要について

滝沢市の「新しい総合事業」の構成(平成29年4月1日から当面の間)



3. 利用者の新しい総合事業への移行について

3. 利用者の新しい総合事業への移行について

～ 影響があるあるいは対象となる利用者の方は？ ～

新しい総合事業への移行対象となる者は、①②の要件をどちらも満たした方のみ！

- ① 要支援1・2の被保険者あるいは基本チェックリストの結果、対象者とされた被保険者（以下「事業対象者」という。）
- ② 介護予防訪問介護あるいは介護予防通所介護に相当するサービスのみに利用する被保険者

注意事項

- 65歳未満の第2号被保険者は、介護給付、予防給付、総合事業サービスのいずれかを利用するためには、これまでどおり要介護認定申請が必須。
- 要支援1・2は、総合事業における訪問型サービス・通所型サービスと予防給付（介護予防訪問看護等）とを、給付上限額の範囲で併用可能（事業対象者は併用不可）。
- 住所地特例の方は、居住している（実際に住民登録をしている）市町村の総合事業を利用。

3. 利用者の新しい総合事業への移行について

平成29年4月1日以後に、これまでの介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用される方の総合事業への移行時期は？

① 既に要支援1・2の認定を受けている方

平成29年3月31日現在の認定の更新時期に合わせて、順次移行（更新前まではこれまでどおり。）し、更新後の認定有効期間開始日から。
なお、要介護1～5の方が、更新後に要支援1・2になった場合も更新後の認定有効期間開始日から。

② 新たに要支援1・2の認定を受けた方

要支援1・2の認定有効期間開始日から。

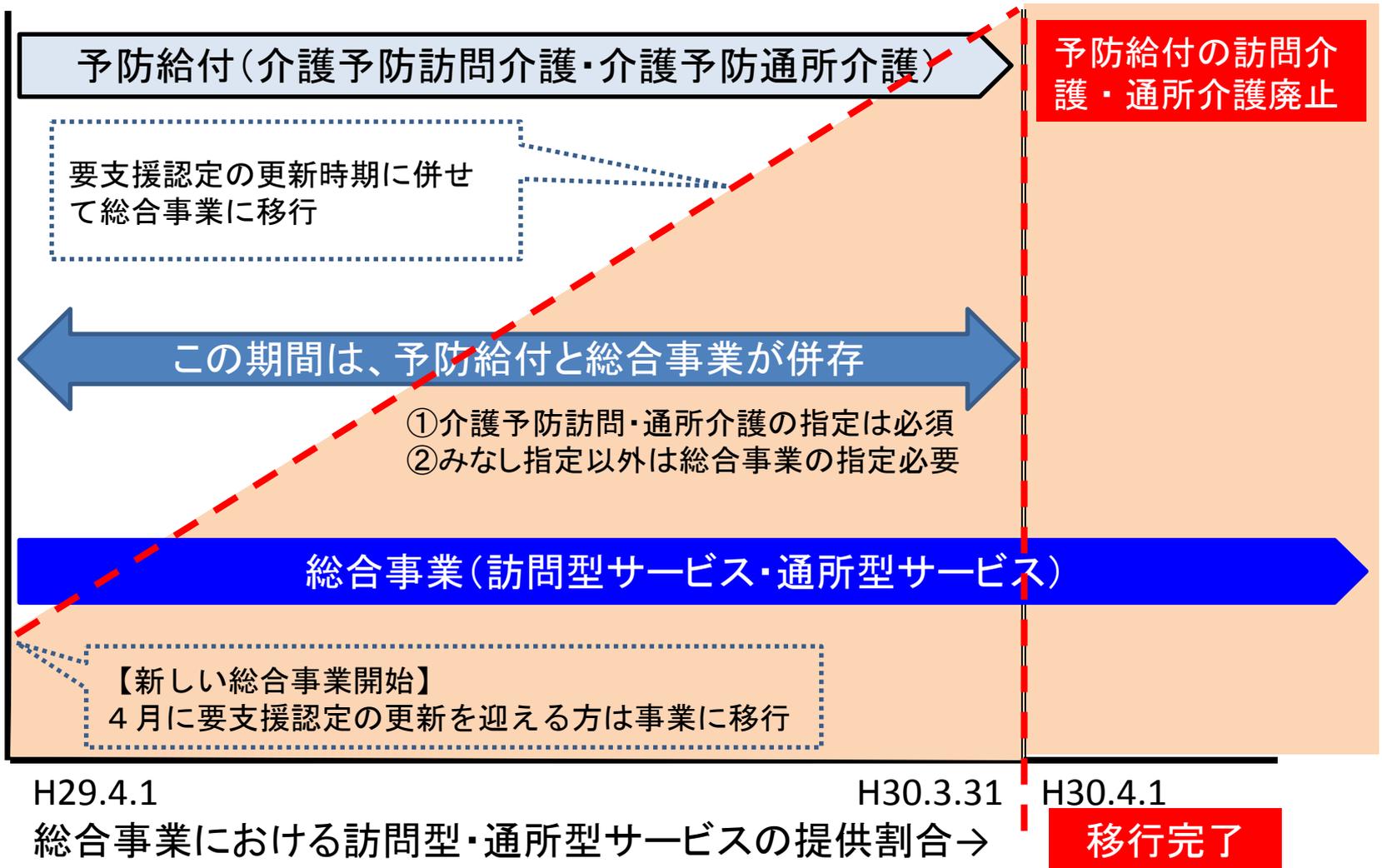
③ 新たに事業対象者となった方

基本チェックリストの結果により事業対象者として該当し、滝沢市に対して介護予防ケアマネジメント依頼届出書が提出され、かつ、滝沢市がその方を受給者台帳に登録した日（介護保険被保険者証に記載される「認定年月日（基本チェックリスト実施日）」）から。

3. 利用者の新しい総合事業への移行について

～ 新しい総合事業への移行のイメージ ～

↑ 予防給付での訪問・通所介護の提供割合



3. 利用者の新しい総合事業への移行について

介護予防やサービスの利用が必要である者

要介護認定申請



要支援1・2

要支援認定



地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施



訪問看護、福祉用具等

(これまでのもので全国一律の人員・運営基準)

予防給付

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- ①訪問型サービス・通所型サービス
 - ②その他の生活支援サービス(栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時の対応等)
- ※事業内容は、市町村の裁量が拡大され、全国一律ではない人員・運営基準

一般介護予防事業 (すべての高齢者が対象要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等)

事業対象者

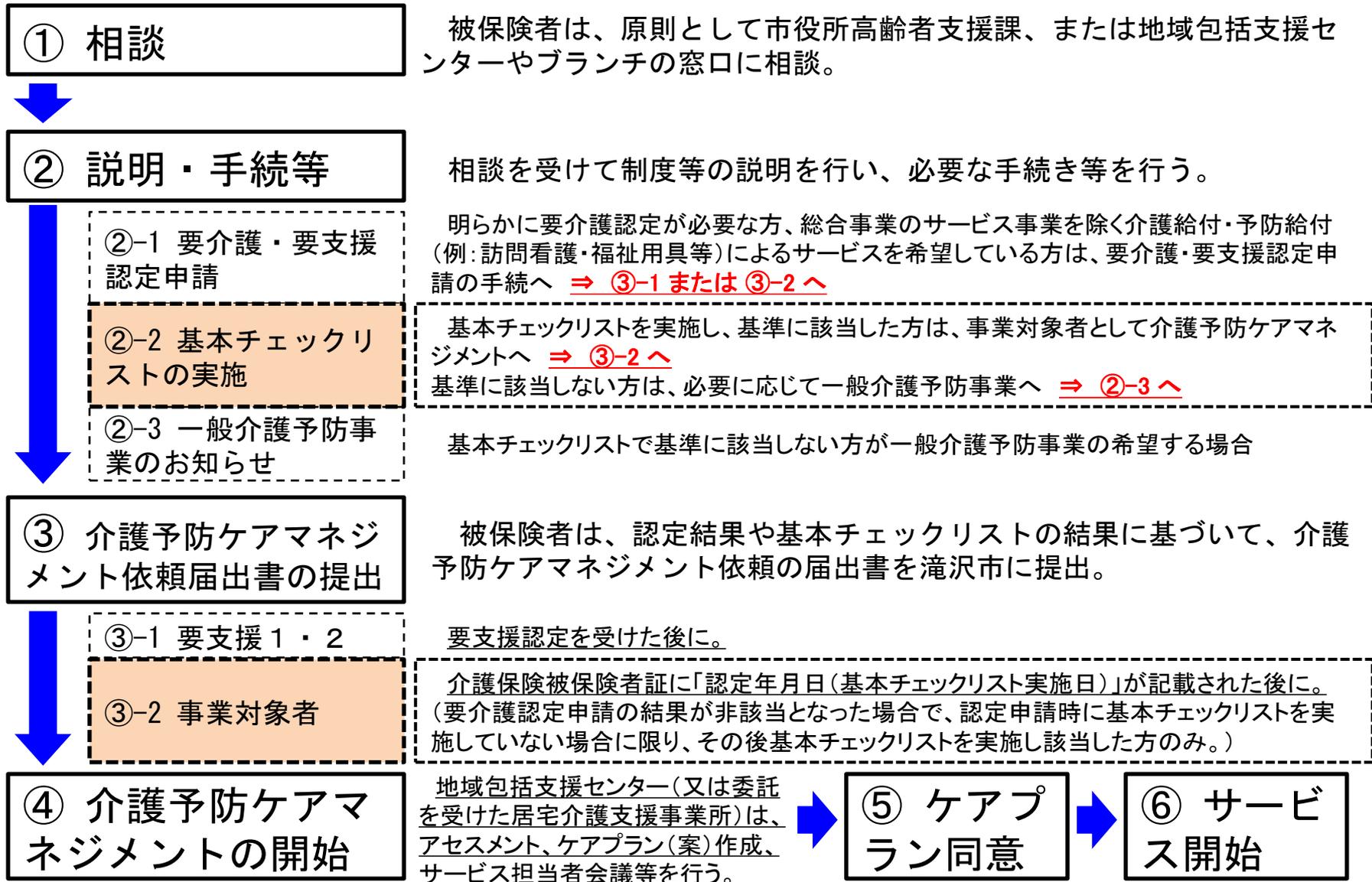
基本チェックリストで判断

※2次予防事業対象者把握のための基本チェックリストの配布は行わない。

一般高齢者等

3. 利用者の新しい総合事業への移行について

～ 新しい総合事業の利用の流れ ～



3. 新しい総合事業の概要について

表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

基本チェックリストとは？



「介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(平成27年厚生労働省告示第197号)」で定める左の25項目で構成されるチェックリスト(基本チェックリスト)



新しい総合事業の対象者となるかは、基本チェックリストで判定。



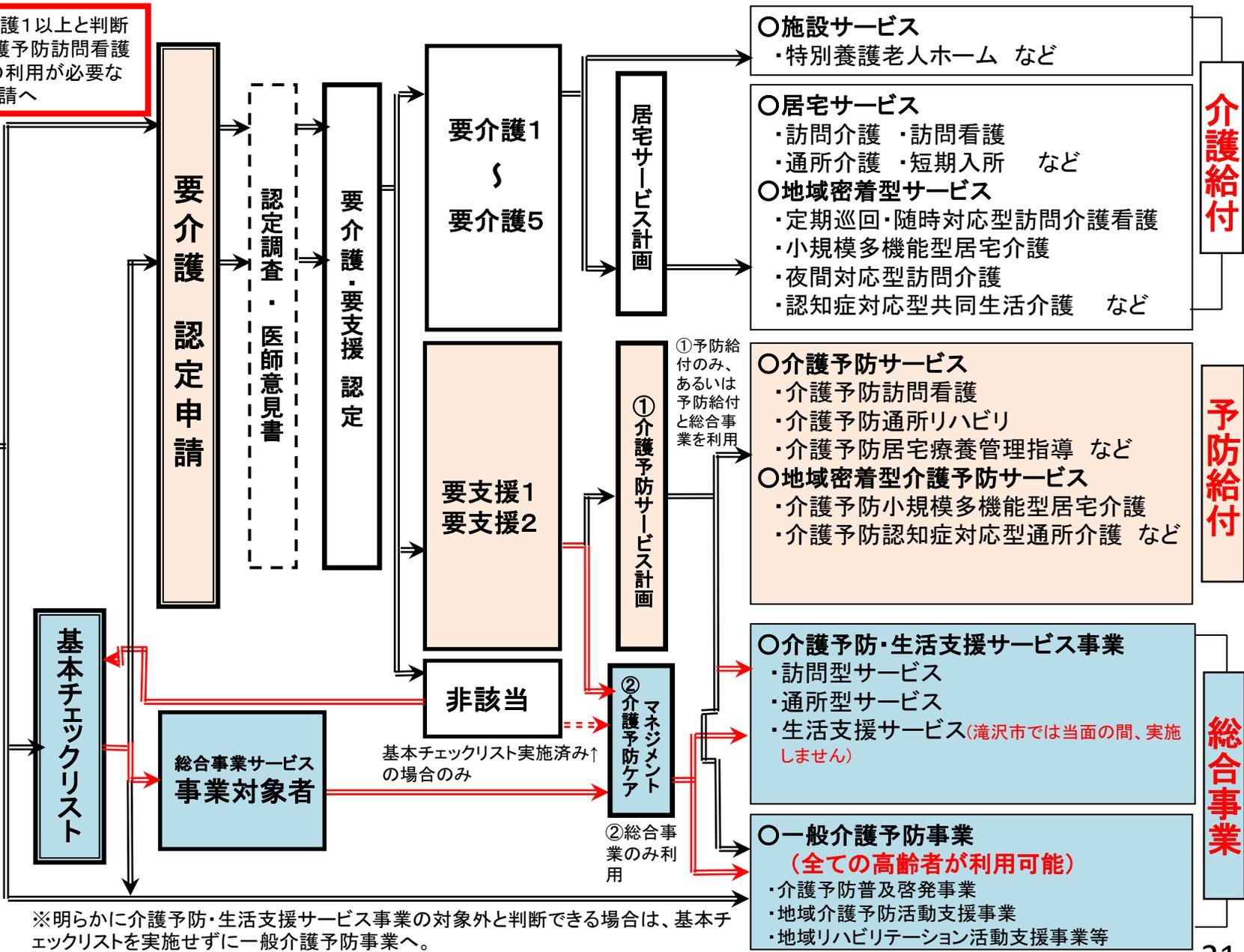
一定数の項目に該当すると、必要に応じて新しい総合事業における訪問型サービスや通所型サービスを利用できる。

これからのサービス・総合事業の利用の手続きフロー図

※明らかに要介護1以上と判断できる場合、介護予防訪問看護等の予防給付の利用が必要な場合は、認定申請へ

利用者

市役所・地域包括支援センターの窓口にご相談



※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合は、基本チェックリストを実施せずに一般介護予防事業へ。

介護給付

予防給付

総合事業

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

～ 影響がある事業所は？ ～

- ① 介護予防訪問介護の指定を受けている事業所
- ② 介護予防通所介護の指定を受けている事業所

注意事項

- 平成30年4月1日以降は、これまでの介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービスは、すべて総合事業へ移行するため、利用者の各保険者の総合事業の指定を受けない限り、サービス提供はできない。
- 平成27年4月1日現在で指定が有効であった①②のすべての事業所は、法令に基づいて平成30年3月31日まで、新しい総合事業の「みなし指定」が適用されている。
- 平成30年3月31日までに①②の指定有効期間が満了する事業所は、その指定更新手続きをしない場合、指定有効期間満了後に要支援1・2の方への訪問介護・通所介護のサービスは、提供できない。

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

～ 総合事業で実施予定のサービスの基準は？ ～

現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護から総合事業へ移行する「訪問サービス」と「通所サービス」の基準（「3. 新しい総合事業の概要について」p.13を参照のこと。）は、

現行の介護予防訪問介護
現行の介護予防通所介護
の基準と同じとする予定

基準の詳細

平成27年4月1日改正施行前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に規定されていた「第2章 介護予防訪問介護」及び「第7章 介護予防通所介護」の規定と同じ基準とするが、滝沢市では「記録の整備」のみ「5年間保存」とする予定。

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

～ 滝沢市における総合事業の事業所指定の取扱い ～

平成27年4月1日時点で「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」を行っていた事業所は、法令で平成30年3月31日までの間は「みなし指定」事業所とされているが、平成27年4月2日以後に指定を受けた事業所は「みなし指定」事業所とされていない。なお、「みなし指定」は、事業所単位となっている。

みなし指定されている事業所

平成30年3月31日までは、これまでと同じ基準によるサービスを提供する場合に限り、新たに総合事業の事業所指定を受ける必要はない。

ただし、平成30年4月1日以後も引き続きサービス提供をする場合は、平成30年3月31日までに総合事業の事業所指定を受ける必要がある。

みなし指定以外の事業所

平成29年4月1日以後は、新たに総合事業の事業所指定を受けない限り、総合事業へ移行した利用者へのサービス提供はできない。

みなし指定の確認

「みなし指定」事業所は、岩手県保健福祉部長寿社会課のホームページで確認してください。

トップページ > くらし・環境 > 福祉 > 介護福祉 > 介護情報DB > 介護保険に係る指定事業所一覧

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

～ 平成30年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定期間が満了する事業所の注意点 ～

総合事業の「みなし指定」とは別に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定期間が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に満了する場合は、そのサービスの指定を更新しない場合には、総合事業へ移行する前の要支援1・2の者へのサービス提供ができなくなりますので、指定の更新手続きを行う必要があります。

なお、指定の更新手続きは、盛岡広域振興局での手続きとなりますのでご注意ください。

指定期間の確認

「みなし指定」事業所は、岩手県保健福祉部長寿社会課のホームページで確認してください。

トップページ > くらし・環境 > 福祉 > 介護福祉 > 介護情報DB > 介護保険に係る指定事業所一覧

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

～ 「みなし指定」以外の事業所の指定 ～

みなし指定以外の事業所の指定申請手続きは、平成29年3月下旬に滝沢市議会において平成29年度予算が議決された後となりますので、該当する事業所は申請の準備をお願いいたします。

なお、期日までに申請のあった事業所の指定の予定日は、平成29年4月1日となります。

指定の基準について

現行の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」と同じです。なお、「5. 事業所の指定、報酬等について」p. 24を参照のこと。

指定申請の様式について

盛岡広域振興局の指定申請手続きの必要書類等の例による書類とする予定です。

指定期間について

指定期間は、6年とする予定です。

なお、地域密着型サービスの指定を受けている事業所に限り、その事業所の指定期間に合わせることも検討しています。

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

～ 移行に向けての必要な準備は？（1）～

「定款」「運営規程」の変更

実施する新しい総合事業の追加、既存事業の変更等を行う必要があります。なお、「定款」「運営規程」の変更の取扱いについては、所管官庁に直接ご相談ください。

【変更する場合の記載例 ～平成30年3月31日】

介護予防訪問介護 → 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業
介護予防通所介護 → 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業

【追加する場合の記載例 平成29年4月1日～】

上記の右の例のほかに、
介護保険法に基づく地域支援事業（第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業）

※【記載例】は、滝沢市では実施しない総合事業も含まれたものですので、それぞれの事業所が必要に応じて変更を行ってください。

注意事項

現行の「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」に関する部分を削除すると、平成29年度内に総合事業へ移行前の方への予防給付のサービスを提供できなくなりますのでご注意ください。

4. 事業所の指定、定款・運営規程の変更等について

～ 移行に向けての必要な準備は？（2）～

「契約書・重要事項説明書」等の変更

契約書・重要事項説明書も変更が必要です。 次の者に対して、新しい総合事業のサービスを提供開始するまでに契約する必要があります。特にも、これまで利用していた方の場合は、利用料等が月額包括報酬から回数単価へ変更となるため注意が必要です。

- ・ 予防給付から移行した要支援者
- ・ 新たな事業対象者

【既存のものに追加する場合の記載例 ～平成30年3月31日】

介護予防訪問介護 → 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業
介護予防通所介護 → 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業

【新たに総合事業用のものを別に作成する場合の記載例 平成29年4月1日～】

介護予防訪問介護 → 介護保険法に基づく第1号訪問事業
介護予防通所介護 → 介護保険法に基づく第1号通所事業

注意事項

現行の「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」に関する部分を削除や、契約解除すると、平成29年度内に総合事業へ移行前の方への予防給付のサービスを提供できなくなりますのでご注意ください。

5. 利用者負担と報酬請求について

5. 利用者負担と報酬請求について

～ 給付管理の考え方 ～

① 要支援1・2の者が総合事業のみを利用

要支援者が、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスのみを利用しようとする場合には、予防給付（要支援1・2）の支給限度額の範囲内で上限管理し、給付管理を行う。

② 要支援1・2の者が介護予防サービスと総合事業を併用

要支援者が、介護予防サービスと総合事業を利用した場合には、給付管理票に基づき予防給付（要支援1・2）の支給限度額の範囲内で、介護予防サービスと総合事業を一体的に上限管理し、給付管理を行う。

③ 事業対象者が総合事業を利用

事業対象者は、総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスのみの利用となるが、予防給付の要支援1の限度額を上限として給付管理を行う。

ただし、介護予防ケアマネジメントにより、退院直後など集中的にサービス利用することが自立支援につながる場合など利用者の状態によっては、予防給付の要支援1の限度額を超えることもあり得る。（市役所へ要事前相談）

5. 利用者負担と報酬請求について

～ 利用者負担と支給限度額 ～

総合事業の利用者負担は、現行の予防給付（自己負担の割合が1～2割）と同じ取扱いであり、次のいずれのケースも請求、審査、支払いは従来どおり国保連合会を経由して行います。

現行相当の総合事業サービスを利用する場合の利用者負担と支給限度額

利用者区分	サービス利用	支給限度額	利用者負担
事業対象者	現行相当サービス	5,003単位	1割。一定以上の所得の利用者は2割
要支援1	予防給付		
	現行相当サービス		
要支援2	予防給付	10,473単位	
	現行相当サービス		

5. 利用者負担と報酬請求について

～ サービス等の利用毎の負担の取扱い ～

対象者	予防給付のみ利用	予防給付と総合事業を利用	総合事業のみ利用
事業対象者	全額自己負担（保険給付なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防給付分は全額自己負担（保険給付なし） ・ 介護予防ケアマネジメントを含めた総合事業分は総合事業から支給 	介護予防ケアマネジメントも含めて総合事業から支給
要支援1・2	予防給付から支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント費を含めた予防給付分は予防給付から支給 ・ 総合事業分は、総合事業から支給 	介護予防ケアマネジメントも含めて総合事業から支給
要介護認定	介護給付から支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント費を含めた予防給付分は介護給付より支給 ・ 総合事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は総合事業から支給 	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は総合事業から支給

5. 利用者負担と報酬請求について

～ サービス等の利用毎の請求の取扱い ～

●総合事業で請求する範囲 ○予防給付で請求する範囲

利用するサービス	ケアマネジメント費	予防給付サービス費 総合事業サービス費	費用請求区分
予防給付のみ	○介護予防支援費	○予防給付 【例:訪問看護】	○予防給付で請求
予防給付と 総合事業の 併用	○介護予防支援費 (※)	○予防給付 【例:訪問看護】	○予防給付で請求
		●総合事業 【例:通所介護】	●総合事業で請求
総合事業のみ	●介護予防ケアマネジメント費	●総合事業 【例:訪問介護・通所介護】	●総合事業で請求

※ 予防給付と総合事業の併用時のケアマネジメント費は、原則として予防給付扱いであるが、月のなかで1度も予防給付を利用しなかったときは、総合事業としての請求となるので注意してください。

5. 利用者負担と報酬請求について

報酬の予定額【訪問型サービス】

介護予防給付

給付サービス

○月額包括報酬

週1回程度	1,168単位／月
週2回程度	2,335単位／月
週2回超	3,704単位／月

※週2回超は、要支援2の認定者のみ



総合事業

訪問型サービス 介護予防訪問介護相当

○1回当たりの報酬単価を設定

週1回程度		266単位／回
	月4回超の場合	1,168単位／月
週2回程度		270単位／回
	月8回超の場合	2,335単位／月
週2回超		285単位／回
	月12回超の場合	3,704単位／月

※週2回超は、要支援2の認定者のみ

訪問型サービス費（短時間サービス）は、当面の間、実施しない。

また、各種加算・減算は、給付と同一とする。

5. 利用者負担と報酬請求について

訪問型サービス現行相当の報酬算定例

報酬算定の例		報酬の算定
例1	週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回のサービスを提供	<u>1,064単位</u> (内訳) 266単位 × 4回 = 1,064単位 (< 1,168単位 / 月)
例2	週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回のサービスを提供	<u>1,168単位</u> (内訳) 266単位 × 5回 = 1,330単位 (> 1,168単位 / 月) 月額報酬である1,168単位を上回るため、1,168単位とする。
例3	週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回のサービスを提供	<u>2,160単位</u> (内訳) 270単位 × 8回 = 2,160単位 (< 2,335単位 / 月)
例4	週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回のサービスを提供	<u>2,335単位</u> (内訳) 270単位 × 9回 = 2,430単位 (> 2,335単位 / 月) 月額報酬である2,335単位を上回るため、2,335単位とする。
例5	週に2回程度の利用者で、1か月に9回のサービスを提供する予定であったが、体調不良により1か月に3回の提供となった	<u>810単位</u> (内訳) 270単位 × 3回 = 810単位 (提供予定の単価)

※ 1月に算定できる上限額は、1事業所あたりではなく、1利用者あたりであることに注意すること。

5. 利用者負担と報酬請求について

報酬の予定額【通所型サービス】

介護予防給付

給付サービス

○月額包括報酬

週1回程度	1,168単位／月
週2回程度	2,335単位／月
週2回超	3,704単位／月

※週2回超は、要支援2の認定者のみ



総合事業

通所型サービス 介護予防通所介護相当

○1回当たりの報酬単価を設定

要支援1・事業対象者

週1回程度	378単位／回
月4回超の場合	1,647単位／月

要支援2

週2回程度	389単位／回
月8回超の場合	3,377単位／月

※週2回超は、要支援2の認定者のみ

各種加算・減算は、給付と同一とする。

5. 利用者負担と報酬請求について

通所型サービス現行相当の報酬算定例

報酬算定の例		報酬の算定
例1	「要支援1」の利用者に対し、「1か月に4回」のサービスを提供	<u>1,512単位</u> (内訳) 378単位×4回=1,512単位(<1,647単位/月)
例2	「要支援1」の利用者に対し、「1か月に5回」のサービスを提供	<u>1,647単位</u> (内訳) 378単位×5回=1,890単位(>1,647単位/月) 月額報酬である1,647単位を上回るため、1,647単位とする。
例3	「要支援2」の利用者に対し、「1か月に8回」のサービスを提供	<u>3,112単位</u> (内訳) 389単位×8回=3,112単位(<3,377単位/月)
例4	「要支援2」の利用者に対し、「1か月に9回」のサービスを提供	<u>3,377単位</u> (内訳) 389単位×9回=3,501単位(>3,377単位/月) 月額報酬である3,377単位を上回るため、3,377単位とする。
例5	「要支援2」の利用者で、1か月に9回のサービスを提供する予定であったが、体調不良により1か月に3回の提供となった	<u>1,167単位</u> (内訳) 389単位×3回=1,167単位(提供予定の単価)

※1か月に算定できる上限額は、1事業所あたりではなく、1利用者あたりであることに注意すること。

5. 利用者負担と報酬請求について

国保連への請求コード

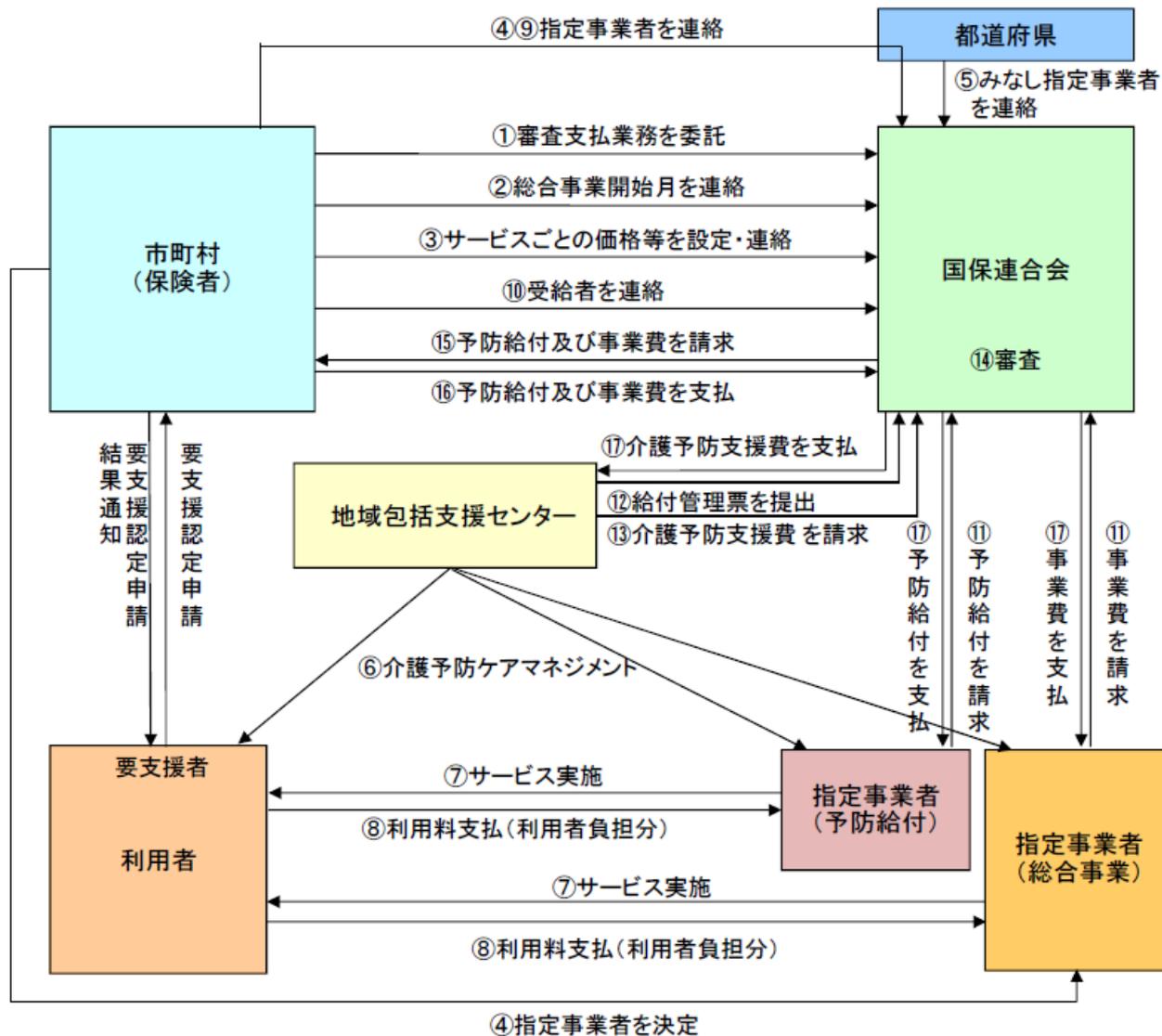
事業所の種別	(介護予防)訪問・通所介護相当サービス ＝国基準(予防給付)相当サービス
平成27年3月31日時点で、 <u>介護予防 訪問介護</u> の指定を受けている事業所 (<u>みなし指定あり</u>)	A 1
平成27年3月31日時点で、 <u>介護予防 通所介護</u> の指定を受けている事業所 (<u>みなし指定あり</u>)	A 5
平成27年4月1日以降に、 <u>介護予防 訪問介護</u> の指定を受けている事業所 (<u>みなし指定なし</u>)	A 2
平成27年4月1日以降に、 <u>介護予防 通所介護</u> の指定を受けている事業所 (<u>みなし指定なし</u>)	A 6

サービスコードは調整中であるため、決定し次第ホームページで公開予定です。

5. 利用者負担と報酬請求について

国保連請求事務

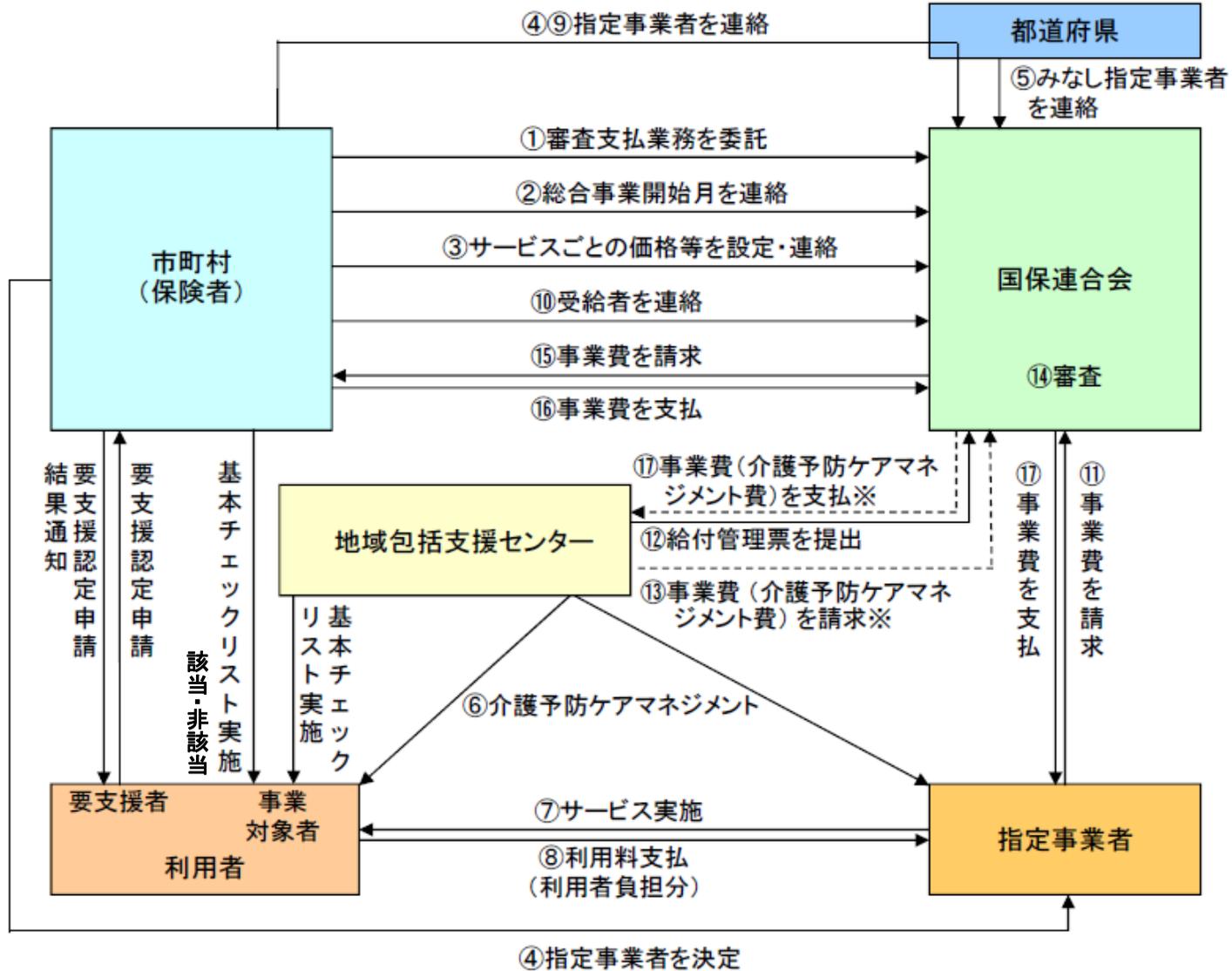
予防給付・総合事業の併用の場合



5. 利用者負担と報酬請求について

国保連請求事務

総合事業のみの利用の場合



6. 介護予防ケアマネジメントについて

6. 介護予防ケアマネジメントについて

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、これまでの介護予防支援と同じく、

- ・地域包括支援センター
- ・地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所

が実施することになります。

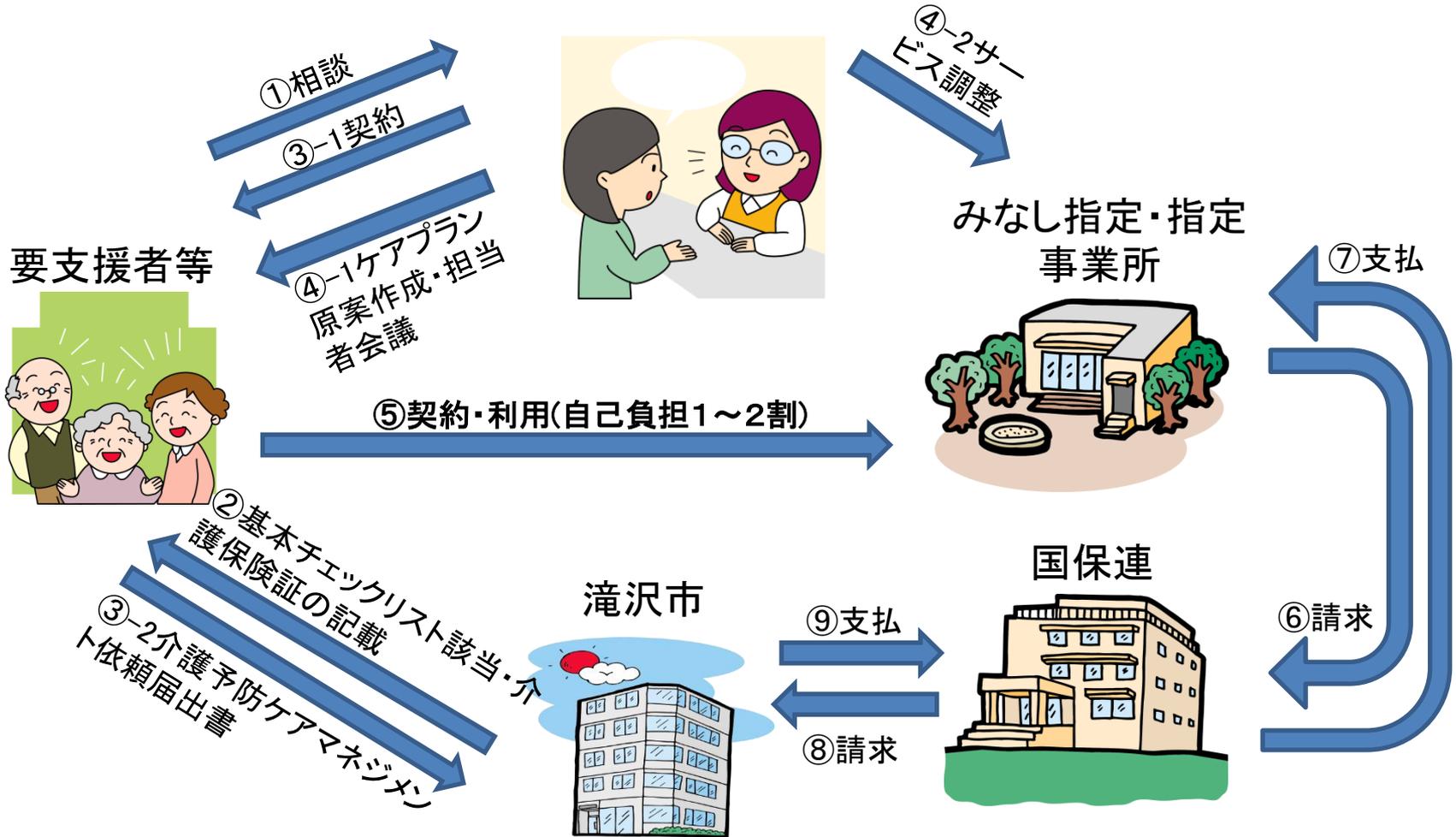
滝沢市では、

- ・ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス)

を実施する予定です。

6. 介護予防ケアマネジメントについて

地域包括支援センター
(一部委託された居宅介護支援事業所)



6. 介護予防ケアマネジメントについて

ケアマネジメントが重要なポイントになります!!

- ケアマネジメントは、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のみの問題ではなく、訪問サービス・通所サービスの事業所も十分理解して、サービスを提供していくことが重要。
- ケアプランは、これまでと同じように「どのサービスを使うか」から考えるのではなく、ご本人の自立支援に、どのようなサービスが有効かという視点であらためて取り組む。
- 介護保険以外のインフォーマルサービスも活用し、ご本人が「地域の中で暮らし続ける」ことができるように。
- 滝沢市も情報提供、研修会などの方法で支援。

7. その他

7. その他

今後のスケジュール

時期	内容
平成29年3月下旬	滝沢市議会で平成29年度当初予算の議決
	新しい総合事業に係る実施規則、指定基準等を決定
	みなし指定事業所以外の指定申請受付開始
	みなし指定事業所以外の指定申請締切(平成29年4月1日指定分)
平成29年4月1日	新しい総合事業の開始 申請のあったみなし指定事業所以外の事業者の指定
平成30年1月以降	みなし指定事業所の指定申請受付開始(予定)
平成30年3月31日	介護予防訪問介護・介護予防通所介護の廃止 みなし指定期間の終了
平成30年4月1日	申請のあったみなし指定事業所の事業者の指定

詳細なスケジュールが決定し次第、市のホームページで随時お知らせします。

7. その他

滝沢市の総合事業に関する問い合わせ

総合事業に関する質問については、滝沢市と事業所との間で、情報を共有し、蓄積し、効果的に運用していくために、市ホームページに掲載する「質問票」に記載して、電子メール又はFAXでお問い合わせください。

宛先 滝沢市高齢者支援課総合事業担当

Email kourei@city.takizawa.iwate.jp

FAX 019-687-4318

なお、いただいた質問は、Q & A集を更新し、滝沢市ホームページで随時公表します。